

償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲

固定資産税が課税される償却資産とは、土地と家屋以外で、事業の用に供することができる有形減価償却資産で、その減価償却額（減価償却費）が法人税法（所得税法）の規定による所得の計算上、損金（必要な経費）に算入されるものです。（法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）

2 償却資産の種類と主な事例

資産の種類	内容
構 築 物	門、塀、外灯、軌道、貯水池、坑道、緑化施設、煙突、広告塔、構内舗装（駐車場の舗装も含む。）、その他土地に定着する土木設備や工作物、建物附属設備、その他
機 械 及 び 装 置	建設機械（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベルなどの自走式作業用機械設備、運搬設備（ベルトコンベアー、クレーンなど）、食料品加工、印刷、木材・木工製品、化学製品、繊維製品など、その他製造、加工などに使用する設備、その他各種産業用機械及び太陽光発電装置、その他
車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの。）フォークリフト、ショベルローダー、台車などの運搬車等、（自動車税、軽自動車税が課税されるものは該当しません。）、その他
工 具 器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器機、厨房用品、切削工具、測定工具など、レジスター、ロッカー、テレビ、自動販売機、パソコン、ネオンサイン、理容・美容機器、冷蔵庫、その他

3 申告の対象となるもの（注意していただきたい事項）

- ① 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わって、帳簿上残存価格のみが計上されている資産であっても、事業の用に供することができる資産。
- ② 帳簿に記録されていない、いわゆる簿外資産。
- ③ 建設仮勘定で経理中の資産であっても、1月1日現在にその全部または一部を事業の用に供している資産。
- ④ 遊休・未稼働であっても、事業の用に供する事ができる資産。
- ⑤ 減価償却を行っていない場合でも、本来、減価償却が可能な資産。

4 申告の対象とならないもの

- ① 一時に損金（必要な経費）に算入された、取得価格が10万円未満の資産
- ② 3年間で一括して損金（必要な経費）に算入された、取得価格が20万円未満の資産（いわゆる一括償却資産）。

参考 主な業種別の償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理 容 業 ・ 美 容 業	理・美容いす、洗髪設備、消毒殺菌機、タオル蒸機、テレビ、サインポール、看板、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット）、各種キャビネット、待合室用いす、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）、その他
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消化設備、その他
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削機、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他
不 動 産 貸 付 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備（駐車場、門、フェンス、植栽、外構など）、その他
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く。）、農業用機械設備、農業用器具、その他
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他